

名 取 市 情 報 化 推 進 計 画

(令和2年度～令和8年度)

『デジタル技術を活かし誰もが快適に暮らせる
電子自治体をめざして』

令和7年3月

名 取 市

目 次

I	計画策定の趣旨	1 頁
1	背景	1 頁
2	位置付け及び期間	2 頁
3	基本方針	3 頁
4	基本目標	3 頁
II	情報化推進項目	6 頁
(i)	デジタル技術を活用した安全・安心で快適な生活環境の整備	
1	災害、緊急時における情報通信、被災者支援体制などの確立	6 頁
2	行政手続きのオンライン化の拡充と高度化の推進	10 頁
3	情報発信力の強化と充実、情報提供環境の整備	12 頁
(ii)	行政事務の最適化の推進	
1	スマート自治体への転換の取り組み	15 頁
2	電子計算機システムの安定稼働の維持と共同利用の推進	20 頁
3	人材育成と情報セキュリティ対策の強化	22 頁
III	着実な推進に向けて	25 頁
1	推進体制の整備	25 頁
2	進行管理の実践	26 頁
IV	資料	27 頁
[1]	国 における情報化の動き	27 頁
[2]	名取市情報化基本計画（平成 25 年度～平成 31 年度）における 具体的施策の進捗状況	31 頁
[3]	名取市における電子情報化のあゆみ	47 頁

I 計画策定の趣旨

1 背景

近年の情報通信技術（ICT^{※1}）は、高速通信網の整備が進み、ネットワークインフラの高速化・大容量化が図られ、ともに急速に普及拡大を続けているスマートフォンやタブレットPCなどの情報通信端末を利用した多種多様なサービスの出現などを後押しし、今日では社会生活を送るうえで欠かすことのできない技術（道具）になろうとしています。

このような中であって、東日本大震災をはじめとする自然災害の頻発とその影響を受けての停電の発生や情報通信機器の障害によって自治体のシステムが機能不全に陥った事例の発生、企業・組織からの個人情報流出事案の発生などを契機に、地方公共団体にはその業務及び住民へのサービス提供の持続・継続、情報セキュリティ対策の抜本的強化への取り組みなど、その確実な運用の継続に向けた対応の確立が強く求められています。

このほか、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的として平成28年12月に施行された「官民データ活用推進基本法」に基づく官民データの適正かつ効果的な活用への取り組みも推進していく必要があります。

国においては、同法律に基づく「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定（令和元年6月14日）し、地方公共団体のデジタル化について、①住民とのインターフェイスのデジタル化^{※2}、②システム等の共同利用^{※3}、③地方の官民データ活用推進計画策定（都道府県は義務、市町村は努力義務）^{※4}への取り組みを推進するよう目標が掲げられています。

このような状況を踏まえ、本市には、これまでの計画の取り組み状況を検証しつつ、多様化する市民ニーズや変化し続ける情報化社会の潮流に対応し、来るべきSociety5.0^{※5}時代にふさわしい、効率的で質の高い電子自治体の構築を実現することが求められています。

※1 ICT (Information and Communication Technology)

情報・通信に関連する技術一般の総称。従来の「IT (Information Technology)」とほぼ同様の意味で用いられるが、「C (Communication)」が加えられたことにより、ネットワーク通信による情報や知識の共有が念頭に置かれた表現となっている。すでに国際的には ICT の方が一般的となっており、日本でも「IT」に替わる表現として定着しつつある。

※2 インターフェイスのデジタル化

住民の本人確認を電子的に行う手段としてのマイナンバーカードについて、国・地方公共団体を挙げ普及拡大を推進する。行政手続きのオンライン化のため、マイナポータル (P11 ※14 参照) の電子申請受付機能の活用を推進する。

※3 システム等の共同利用

業務プロセスの共通化・標準化を進めたうえで、複数自治体による共同でのクラウド化を推進する。AI や RPA 導入にあたっては業務プロセスの共通化・標準化は有効に機能する。

※4 官民データ活用推進計画策定 (官民データ活用推進基本法)

宮城県においては、平成31年3月に「みやぎ ICT 利活用推進プラン」を「みやぎ ICT・データ利活用推進プラン」に改定し、都道府県官民データ活用推進計画と位置づけている。

本市においては、この情報化推進計画をもって、市官民データ活用推進計画の性格を併せ持つ計画として策定する。（詳細は P28 資料参照）

※5 Society5.0

内閣府の第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたもの。（詳細は P28 資料参照）

2 位置付け及び期間

本計画は、名取市第六次長期総合計画(以下「六長総」という。)を上位計画とし、本計画のこれまでの取り組みを継承、検証、改良しながら、デジタル技術の進展に応じ、六長総の基本理念に基づく将来像の実現に向けた取り組みをデジタル技術活用の側面から下支えする役割を果たす実施計画として策定します。

本計画の計画期間は、令和2年度から令和8年度までの7カ年間とします。

また、本計画は「官民データ活用推進基本法」において、市町村にその策定が努力義務とされている「市町村官民データ活用推進計画」の機能も併せ持つ計画として策定します。(推進すべき基本的施策については図1参照)

なお、本計画については国及び県の施策や、めまぐるしく進展するデジタル技術分野の状況も注視しつつ適時見直すこととし、早急な対応を必要とするなどの個別の課題については、柔軟な対応を行います。

「官民データ活用推進基本法に基づく官民データ活用推進基本計画としての推進項目」

＜図1＞

【地方公共団体の施策に関する主な事項】

- A. 行政手続に係るオンライン利用の原則化(10条1項)
- B. 自らが保有する官民データの活用の推進(オープンデータの推進)(11条1項)
- C. マイナンバーカードの普及及び活用に関する計画の策定等(13条)
- D. 利用の機会等の格差の是正(14条)
- E. 自らの情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保、業務の見直し(15条1項)

(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)より

3 基本方針

本市ではデジタル技術を活用した効率的な行政運営を行うことにより、市民誰もが安全・安心で利便性の高いサービスを、ストレスを感じることなく受け取ることができるまち、快適に暮らせる名取を目指して、基本方針を次のように定めます。

『デジタル技術を活かし誰もが快適に暮らせる電子自治体をめざして』

4 基本目標

前掲の基本方針のもと、「デジタル技術を活用した安全・安心で快適な生活環境の整備」と「行政事務の最適化の推進」を基本目標として掲げ、情報化施策に取り組みます。(図2、図3参照)

また、本計画ではこれまでの取り組みを継承しながらも、その内容において現状現況と整合を図りながら、市民の利便性向上に寄与するものや事務の効率化が図れるもの、実現が可能と見込まれるものを「情報化推進項目」として掲げます。

今後も急速に変化する情報化社会に沿った最新技術や施策の行政事務への応用、活用を積極的に推進しながら、デジタル技術の活用事業に取り組んでいきます。

デジタル技術を活用した安全・安心で快適な生活環境

- 東日本大震災をはじめ、その後の自然災害への対応から得た教訓を踏まえ、緊急時における情報通信、被災者支援体制などを確立します。
- 市民の負担軽減並びに利便性の向上のため、行政手続きのオンライン化の拡充と高度化を推進します。
- 市民がその利便性や効果が実感できるような情報発信力の強化と充実、情報提供環境の整備を進めます。

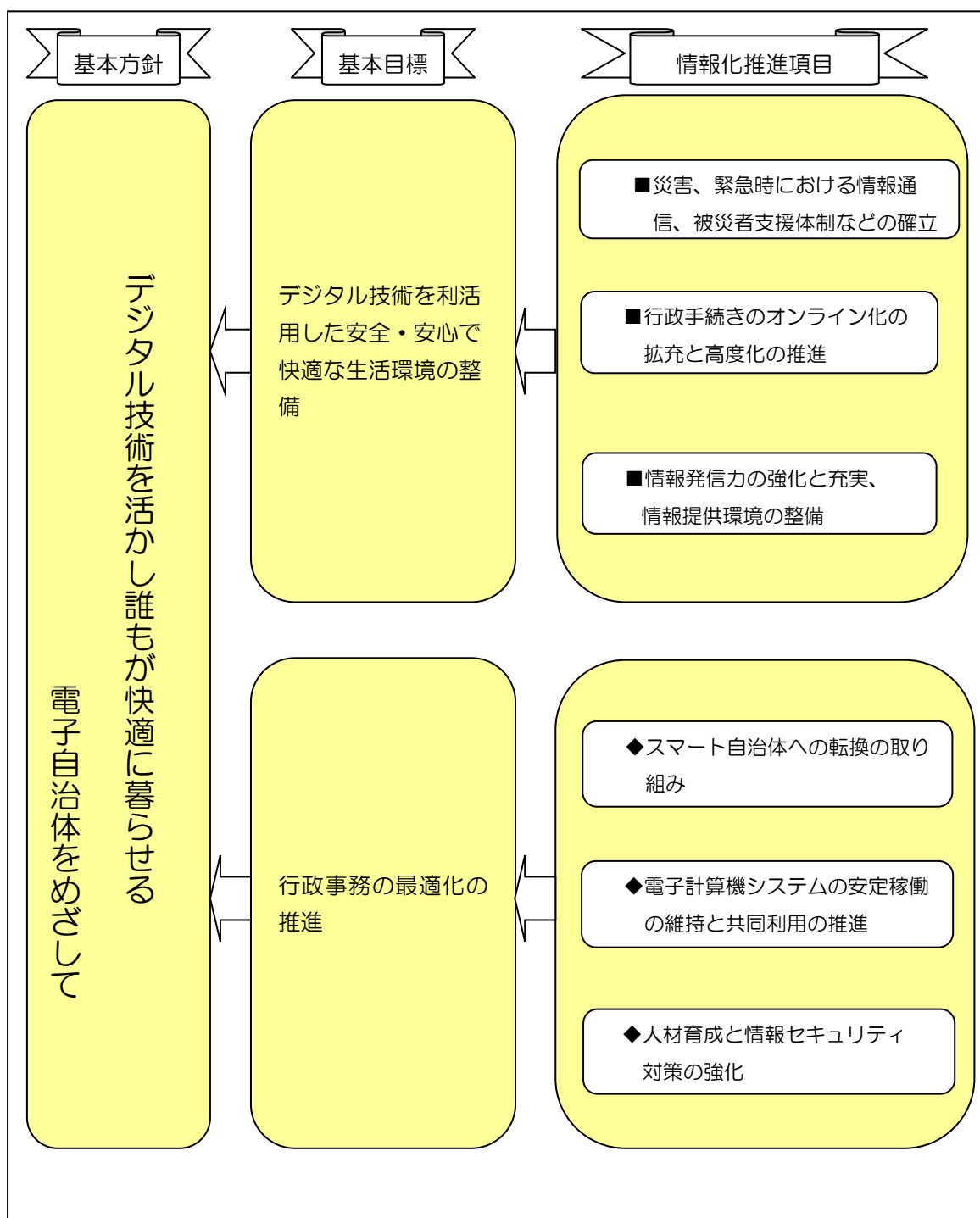
行政事務の最適化の推進

- ◆ スマート自治体^{※6}への転換に向けた取り組みを推進します。
- ◆ 電子計算機システムの安定稼働の維持と住民情報系システムの共同利用に向けた取り組みに努めます。
- ◆ 人材育成と情報セキュリティ対策について継続的な強化を実施します。

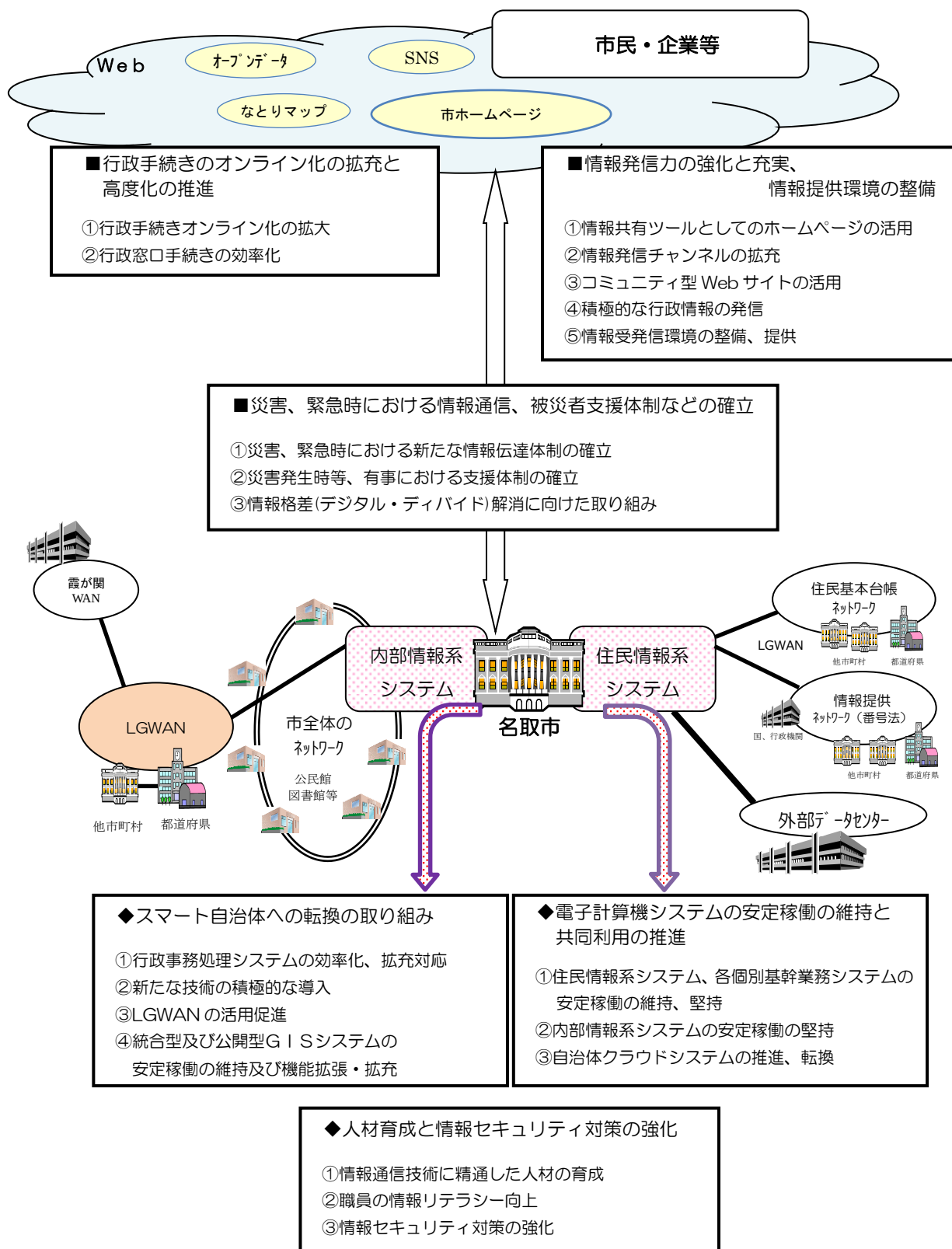
※6 スマート自治体

「システムやAI等の技術駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体」をいう。(詳細はP31資料参照)

<図2> 名取市情報化推進計画体系図



＜図 3＞名取市情報化推進計画イメージ図



Ⅱ 情報化推進項目

(ⅰ) デジタル技術を活用した安全・安心で快適な生活環境の整備

1 災害、緊急時における情報通信、被災者支援体制などの確立

【現状】

東日本大震災では、市内全域が停電し、この状態が数日間継続しました。これまで経験したことのない大規模な災害であったとは言え、被災した多くの市民は電源を失い、電子機器による情報の取得が著しく困難な状況に直面しました。

この情報取得に迅速性を要する状況下においては、主に携帯端末装置とラジオがその役割を担いました。

市では、これらの教訓を生かし、震災後、サーバ室の耐震工事、ネットワーク回線の多重化、非常用発電機の容量の拡充対策の実施、サーバ室内電源の非常用電源への接続工事などを順次実施し、さらにコミュニティFM局の運用などによる新たな情報発信体制の整備を進めてきましたが、昨今国内各地で頻繁に発生している自然災害や、将来的に再び発生が危惧される大規模災害に備え、業務の継続手段や被災者支援方策の確立、市民に対しては携帯端末装置の操作法の浸透など、誰でも迅速に正確な情報が受け取れるよう更なる対策を講じておく必要があります。

【方向性】

気象予報、緊急警報の発令時や災害などの事象の発生後において市民と行政が迅速かつ正確に情報を共有することが可能なワンソース・マルチユース^{※7}の情報通信手段の必要性がますます高まっている現状を踏まえ、緊急時における情報伝達体制の確立に努めます。

また、災害や緊急時もシステムを継続的に稼働させ、迅速で効果的な対応が可能となるよう、名取市地域防災計画との整合性も図りながらICT事業継続計画（ICT-BCP^{※8}）の策定に取り組みます。

さらに、デジタル化の進行により生ずる情報格差（デジタル・ディバイド^{※9}）の解消に向け、パソコンやスマートフォンなどの情報機器を持たない市民が災害時においても的確に情報を得られるよう、平常時から利用できるICTを活用したコミュニケーションツールやマルチメディア機器の普及拡大を進めるとともに、デジタル化の進展に不安を抱える利用者層への支援に努めます。

※7 ワンソース・マルチユース

ひとつのデータ（情報）を複数の目的やメディアで利用すること。複数のメディアで利用可能なデータ形式の確立や権利関係の整理などが課題。

※8 BCP

Business Continuity Planning（事業継続計画）の略。災害や事故などの予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画である。その中で特にICT部門におけるBCPを、ICT-BCPという。

※9 デジタル・ディバイド

パソコン、インターネットなどの情報技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる格差のことをいう。

【取組方針】

- ①災害、緊急時における新たな情報伝達体制の確立
- ②災害発生時等、有事における支援体制の確立
- ③情報格差(デジタル・ディバイド)解消に向けた取り組み

【個別計画】

①災害、緊急時における新たな情報伝達体制の確立

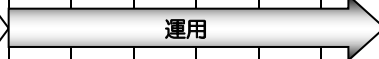
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	担当部署	官民データ (注)
ア) 宮城県総合防災情報システム(MIDORI)の活用による災害情報等の伝達体制の運用(図4参照)								防災安全課	
	運用								
イ) 緊急情報伝達ツールとしての防災ラジオの普及、あっせんの推進								防災安全課	D
	実施								
ウ) SNS※10などの活用による情報の受発信の運用、拡充								なとりの魅力創生課 防災安全課 関連各課室	D
	運用、拡充								
エ) 衛星電話の効果的な活用手法の研究検討								防災安全課 AIシステム推進課	D
	運用、研究、検討								

注) 「官民データ」欄に記載の記号は、2ページ「図1」に記載の「官民データ活用推進基本法に基づく官民データ活用推進基本計画としての推進項目」の記号と当市の情報化推進計画の個別計画とを対応させた表記です。

※10 ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)

社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。インターネットを通して、人と人とがコミュニケーションを取り合うことを主な目的としている。なお、Twitterは狭義的にはSNSよりも「ミニブログ」に分類されるが、広義的には実質的なSNSのひとつと解されている。

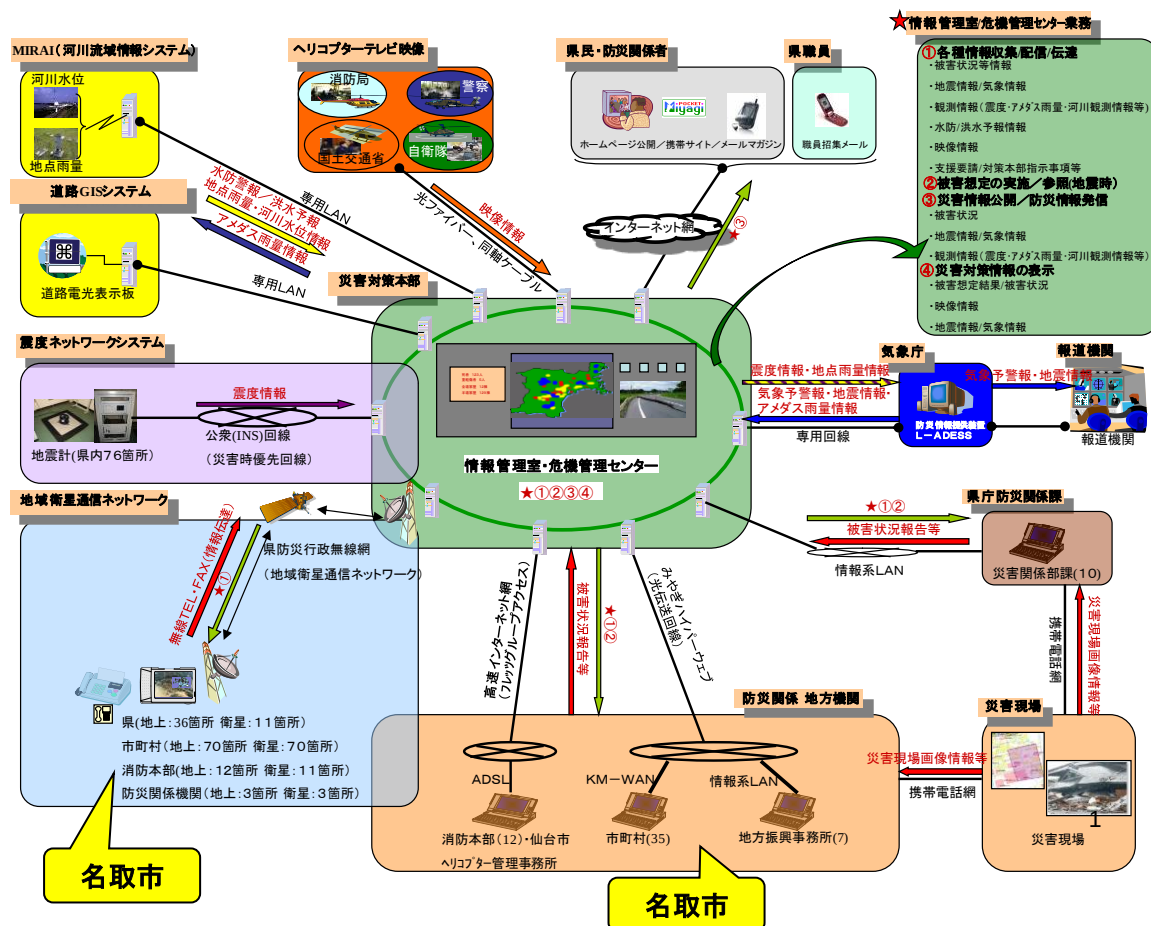
②災害発生時等、有事における支援体制の確立

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	担当部署	官民データ
ア) システムの運用における事業継続計画（ICT-BCP）の策定								A I システム推進課 防災安全課	
イ) 統合型被災者支援システムの構築、運用								A I システム推進課 関連各課室	D E
ウ) 避難行動要支援者管理システムの活用による的確な支援の実施								社会福祉課	D
エ) 被災者生活再建システム等の活用による的確な支援の実施								社会福祉課	D

③情報格差(デジタル・ディバイド)解消に向けた取り組み

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	担当部署	官民データ
ア) 防災ラジオ、防災メール利用者の拡充	実施							防災安全課 なとりの魅力創生課	D
イ) 情報通信機器活用研修会、講習会の実施	実施							A I システム推進課	D

図4＞宮城県総合防災情報システム(MIDORI)の概要



【宮城県総合防災情報システム (MIDORI)】

宮城県が主体となって運用している、地震・津波・風水害等の自然災害における気象等の防災情報を迅速かつ的確に収集、処理することを目的とした情報の収集提供システム。災害時における県と地方機関、市町村、消防本部等で必要な情報を迅速に伝達し、各種情報を共有化することにより被害の拡大防止を図っている。

2 行政手続きのオンライン化の拡充と高度化の推進

【現状】

市民の利便性向上に向けた取り組みとして、コンビニエンスストアを利活用したサービスの提供を開始しております。平成23年度から市税などの納付が可能なシステムの導入運用を行い、平成28年6月からはマイナンバーカードを活用して店内のマルチコピー機から、住民票の写しや印鑑登録証明書などが取得できるシステムの導入運用を開始しました。証明書の取得に関しては、市役所内の市民ホールにもコンビニエンスストアと同様のマルチコピー機を配置し、窓口で待たずにマイナンバーカードを活用して証明書が取得できるサービスの提供を実施しています。

一部の業務では、インターネットを活用した電子申請での手続きが行えるサービスの運用も開始しています。ICTの進歩や時代の流れとともに、市民のニーズは多様化する傾向にあります。

国では、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」に「マイナンバーカード^{※11}の普及、利活用の推進等」の項目を設け、マイナンバーカードの普及とその利活用を強力に推進することが示されています。この中で、健康保険証としての利用を令和3年3月から本格運用することが明示され、行政事務においては、行政が保有している情報について添付書類提出の撤廃が謳われているなど、今後は国によるマイナンバーカードの利用環境の整備や取得促進策の実施、利活用シーンの拡大などが推進される趨勢となっています。

【方向性】

全般的な行政手続きオンライン化の推進については、その技術や手段が多岐にわたり存在することから、求められるニーズに応えられるよう、デジタル手続法(令和元年法律第16号：P30資料参照)の基本原則に沿い積極的にサービスの検討研究を行いつつ行政手続きの原則オンライン化に向けた取り組みに努めます。

【取組方針】

- ① 行政手続きオンライン化の拡大
- ② 行政窓口手続きの効率化

※11 マイナンバーカード(個人番号カード)

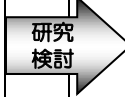
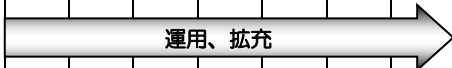
日本において「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき発行される身分証明書の一つで、持ち主の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、証明写真などを券面に表示し、これらをICチップに記録するICカードである。

【個別計画】

① 行政手続きオンライン化の拡大

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	担当部署	官民データ
ア) 証明書等のコンビニエンスストア交付、広域交付サービスの運用の継続、サービス内容の拡充	運用、拡充							市民課 税務課	A
イ) マイナンバーカードの普及促進	実施							市民課 関連各課室	A C
ウ) マイナンバーカードの利活用の推進	推進							A I システム推進課 関連各課室	A C
エ) マルチペイメント ^{※12} の活用による収納の安定運用、手段の拡充	運用、拡充							会計課 A I システム推進課 関連各課室	

② 行政窓口手続きの効率化

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	担当部署	官民データ
ア) 窓口での受付支援業務システムの導入、整備推進								A I システム推進課 関連各課室	D
イ) みやぎ電子申請サービス※13を利活用した業務運用の継続、拡充								A I システム推進課 関連各課室	A
ウ) マイナポータル※14を利活用した業務運用の継続、拡充								関連各課室 A I システム推進課	C

※12 マルチペイメント

多様な決済手段を統合させること。多様な方法で決済ができるスタイルのことをいう。近年、情報の高度化により、インターネット決済や、スマホによるアプリでの決済など様々な電子決済での支払い方法が出現している。

※13 みやぎ電子申請サービス

宮城県が運用管理し、県下市町村が独自に利活用ができるシステムで、利用者がインターネットを通じて様々な行政手続きができるサービス。

※14 マイナポータル

政府が運営するマイナンバーカードを活用したオンラインサービス。子育てや介護をはじめとする行政手続きがワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりする。

3 情報発信力の強化と充実、情報提供環境の整備

【現状】

I C Tを活用した行政情報の発信手段として、市の公式ホームページは市民にとって最も身近となるものであり、大変重要な役割を担っています。

現在のホームページには多言語化、音声読み上げ機能の導入や、コンテンツマネジメントシステム(CMS^{※15})の導入など逐次改良を加え、情報が手に取りやすくわかりやすい運用に努めています。

平成21年度からはホームページを利用したパブリックコメント^{※16}手続きを開始したほか、平成29年度から地図情報提供サービス「なとりマップ」の運用を始めています。

また、「官民データ活用推進基本法」(平成28年12月施行)に基づく行政情報の電子化による「オープンデータ^{※17}」推進への取り組みを行っています。

【方向性】

ホームページは市民との情報共有の場として「市の顔」と言うべき存在であり、見やすさと必要な情報量が両立していることが求められます。特に見やすさについてはユーザーとなる市民の視点に立って改良する必要がある、情報量についても市民の生活に役立つ情報の十分な提供についての的確な対応が求められます。

積極的な情報発信手段としてのホームページの構成内容において活字、写真にとどまらず、受け手に伝わりやすい動画や映像での提供など、多種多様なコンテンツの掲載による拡充、拡張を推進するなど多方面において継続的な改良を行います。

また、I C Tの進歩に伴い出現した新たなツールとして、ホームページにとどまらない情報発信手段であるアプリの活用や、情報の伝達性に優れているSNS(ソーシャルネットワークサービス)などのコミュニティ型Webサイトの活用など、行政情報の発信においても、多種多様な媒体、手段による積極的な情報発信の強化推進に取り組んでいきます。

さらに、行政情報の電子化による積極的な情報発信として官民データ活用推進基本法に基づく行政保有データのオープンデータへの取り組みについて、公開する情報項目の拡充を進めていきます。

※15 コンテンツマネジメントシステム(CMS)

Webコンテンツを構成するテキストや画像などのデジタルコンテンツを統合・体系的に管理し、配信など必要な処理を行うシステムの総称。コンテンツ管理システムとも呼ばれる。

※16 パブリックコメント(意見公募手続)

あらかじめその原案を公表し、広く公に、意見、情報を募集する手続をいう。(パブリックコメント制度)

※17 オープンデータ

自治体などが保有する公共データが、国民や企業などに活用されやすいように「機械判読に適した形」で、かつ、「二次利用可能なルールの下」で公開されること。また、そのように公開されたデータを指す。

【取組方針】

- ①情報共有ツールとしてのホームページの活用
- ②情報発信チャンネルの拡充
- ③コミュニティ型Webサイトの活用
- ④積極的な行政情報の発信
- ⑤情報受発信環境の整備、提供

【個別計画】

① 情報共有ツールとしてのホームページの活用

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	担当部署	官民データ
ア) 公式ホームページの効果的な運用、管理	運用、拡充							なとりの魅力創生課 関連各課室	D
イ) 情報発信力の強化を目的とした多様なホームページの開設	開設、運用、拡充							関連各課室	

② 情報発信チャンネルの拡充

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	担当部署	官民データ
ア) 情報発信アプリ※18の積極的な利活用、運用、拡充	運用、拡充							関連各課室	D
イ) ライブ動画配信などの多様な手法による積極的な行政情報発信運用	運用							なとりの魅力創生課 議会事務局 関連各課室	D
ウ) ホストタウンとして交流のあるカナダに関する情報の継続的な発信の実施	実施							復興ありがとうホストタウン推進室 <u>なとりの魅力創生課</u>	

※18 アプリ(スマホアプリ)

スマートフォンやパソコンなどの情報通信機器にインストール(設定)することにより使える様々なソフトウェアのこと。正式にはアプリケーションと呼ばれ、OS上で動くソフトウェアのことをいう。

③ コミュニティ型Webサイトの活用

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	担当部署	官民データ
ア) SNS、メール等を利活用した積極的な情報発信の運用、拡充	運用、拡充							関連各課室	
イ) コミュニティを意識した情報発信力の強化拡充の推進	整備、運用、拡充							AIシステム推進課 関連各課室	D

④ 積極的な行政情報の発信

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	担当部署	官民データ
ア) オープンデータ公開運用の継続、公開項目の拡充	運用、拡充							AIシステム推進課 関連各課室	B
イ) 公開型GISシステム「なとりマップ※19」の運用の継続、拡充	運用、拡充							AIシステム推進課 関連各課室	B

⑤ 情報受発信環境の整備、提供

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	担当部署	官民データ
ア) 公衆無線LAN環境(Wi-Fi)※20の運用	運用							生涯学習課 文化・スポーツ課 関連各課室	D

※19 なとりマップ

名取市の保有する行政情報を地図上に展開し広く情報提供を行うことに作られたインターネット上の情報提供サイト。

※20 公衆無線LAN環境

スマートフォンやパソコンなどの情報通信機器の利用者が、主に外出先や旅行先で、誰でも無線LANを利用してインターネットに接続できるサービスを提供する環境をいう。

（ii）行政事務の最適化の推進

1 スマート自治体への転換の取り組み

【現状】

今後の労働力の供給制約の中、地方自治体が住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるためには、職員が、企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など、職員でなければならない業務に注力できるような環境を作っていく必要があります。

地方自治体の情報システムは、個々の自治体が独自に発展(カスタマイズ^{※21})させてきた結果、システムの構築・維持管理や制度改正による改修業務など各自治体による個別対応が必須とされてきましたが、クラウド導入等を通じたシステム標準化や業務プロセス見直しを行うことにより、職員負担が軽減され、住民・企業等の利便性向上にも繋がることが期待されています。

近年のデジタル技術の発展により、最先端技術とされるAI^{※22}・RPA^{※23}の自治体業務への実証実験や導入を進める自治体も増えてきているところ、本市においてはその研究、検討が緒に就いたばかりの段階となっています。

【方向性】

現在導入し、運用している内部の事務処理システムにおいては、従来からの紙ベースでの業務遂行を改善し、より使いやすいシステムを目指した拡充の必要性が高まっており、これまで未着手の業務分野へのデジタル技術を活用できるシステムの導入や、最先端技術であるAIやRPAの積極的な業務への導入・活用について検討が必要です。

通知書などのレイアウトや見栄えを旧態依然とした形態を踏襲することに比重を置いたカスタマイズは、それ自体が全体最適の支障の一因となっていることから、システム全体の最適化、標準化を必須事項とする意識の転換が求められています。

これらの課題の根本的な解決には、システムの構築時や更新時に合わせて、現行のシステムや業務プロセス^{※24}を抜本的に見直す取り組みが必要です。

こうしたシステムの導入や運用のあり方について、国の研究会が課題の整理を目的として「スマート自治体研究会報告書 ～「Society 5.0 時代の地方」を実現するスマート自治体への転換～」として取りまとめています。今後は、この報告書の内容も踏まえつつ、段階的にスマート自治体の目指すべき姿の実現に向けた取り組みを進めていきます。

※21 カスタマイズ

固有の事情でシステムのプログラムや印刷物などの仕様を改変し標準とは違う運用をすること。法令改正などの影響で一律的なシステム改修を行う場合の足かせとなる場合がある。

※22 AI(artificial intelligence)

ソフトウェアなどを用いて、人間の知的能力をコンピュータ上で実現する、様々な技術の総称。(人工知能)

※23 RPA(robotic process automation)

事業プロセスの自動化技術の一種で、ソフトウェアロボット(ボット)。電子メールの受信、データ抽出、簿記システムへの入力など、複数のアプリケーション間でデータを自動化処理できる機能を持つもの。

※24 業務プロセス

事務、業務を進めていく上で、事務処理の開始から完了までの一連の手段手法をいう。

また、情報セキュリティに優れたLGWAN※²⁵の活用や平成28年度にそれぞれの部署ごとに導入しているGISシステムを共有化・統合し利活用できるシステム(図5参照)として構築を行い、平成29年度に、そのGISデータのうち、市民へ公開可能なデータを公開型の地図情報提供サービスとした「なとりマップ」についても掲載するコンテンツの拡充を行っていきます。

【取組方針】

- ①行政事務処理システムの効率化、拡充対応
- ②新たな技術の積極的な導入
- ③LGWANの活用促進
- ④統合型及び公開型GISシステムの安定稼働の維持及び機能拡張・拡充

※25 LGWAN(総合行政ネットワーク)

全国のすべての自治体を専用回線で結び、さらに、国の霞が関WANと結ぶことにより、全国的な行政の情報化基盤整備を行うもの。自治体の組織内ネットワークとして整備し、自治体相互のコミュニケーションの円滑化、情報共有による情報の高度利用などを図ることにより、各自治体と国の各省庁との間の情報交換手段確保のための基盤とすることを目的としている。

【個別計画】

① 行政事務処理システムの効率化、拡充対応

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	担当部署	官民データ
ア) 自治体クラウド※26によるシステム調達、業務運用を見据えた業務プロセスの標準化の実施								A I システム推進課 関連各課室	
イ) 効率的効果的な内部事務処理システム構築の推進								A I システム推進課 関連各課室	E
ウ) 要保護児童等管理システムの導入、運用	検討							こども支援課 A I システム推進課	
エ) 児童センターの出欠確認システムの導入、運用	検討							こども支援課 A I システム推進課	
オ) 図書管理システムによる図書の効率的な管理とシステムの機能強化								図書館 生涯学習課	
カ) 施設予約システムの管理運用								生涯学習課 関連各課室	A
キ) ネットワークを活用した外部機関とのデータ連携などによる業務効率化の推進								税務課 関連各課室	
ク) e L T A X※27を活用した共通納税システムの業務運用								税務課	A
ケ) 電子申告システムの運用								税務課	A

※26 自治体クラウド

複数の地方公共団体がその情報システムの集約を行い、共同利用を行うこと。

※27 eLTAX

全国の地方公共団体(都道府県、市町村)が共同で運営する地方税共同機構が提供する地方税ポータルシステム。電子申告、電子納税、電子申請・届出などを、インターネット経由で電子的に行うことができる。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	担当部署	官民データ
コ) 文化財収蔵品管理システムの管理運用	運用							文化・スポーツ課	
サ) 校務支援システムの導入運用の推進	仕様 検討	導入、運用						学校教育課	

② 新たな技術の積極的な導入

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	担当部署	官民データ
ア) マルチペイメント※12の活用による収納の安定運用、手段の拡充(再掲)								会計課 A I システム推進課 関連各課室	A
イ) R P A, A I 等の先進技術活用による業務効率化の推進								A I システム推進課 全課室	E
ロ) テレワーク導入の可能性の研究、ペーパーレス化の研究、検討及び導入、運用								A I システム推進課 関連各課室	E
エ) モバイル上水道地図情報システムの運用								水道事業所	
ウ) 児童手当、児童扶養手当、保育所入所調整判定のシステム化の検討、運用								こども支援課 A I システム推進課	
カ) 質問応答システム(チャットボット※28)等の導入運用検討、運用								A I システム推進課 関連各課室	
キ) マイナンバーカードの活用による業務OSS※29の運用の検討								関連各課室 A I システム推進課	C
ク) 情報教育の推進に向けた教育用I C T機器の整備拡充の推進								学校教育課	
ケ) 児童や生徒がいつでも利用できる安全安心な相談の仕組みや緊急連絡的体制の確立								学校教育課	
コ) 道路占用事務処理システムの導入、運用								土木課	
サ) 無線データ通信「5 G(ローカル5 Gを含む)」活用可能性の研究								A I システム推進課 関連各課室	
シ) 生成 AI の活用による DX 化								A I システム推進課	

③ L G W A N の活用促進

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	担当部署	官民データ
ア) 外部機関とのデータ連携における L G W A N 環境の構築運用	検討、構築、運用							A I システム推進課 関連各課室	E
イ) L G W A N - A S P サービスの積極的な利活用	検討、導入、運用							A I システム推進課 関連各課室	

④ 統合型及び公開型 G I S システムの安定稼働の維持及び機能拡張・拡充

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	担当部署	官民データ
ア) 統合型 G I S の安定稼働運用、機能拡充	運用、拡充							A I システム推進課 関連各課室	
イ) 公開型 G I S (なとりマップ) の安定稼働運用、拡充	運用、拡充							A I システム推進課 関連各課室	
ウ) 統合型 G I S での道路台帳の運用管理	実施							土木課	

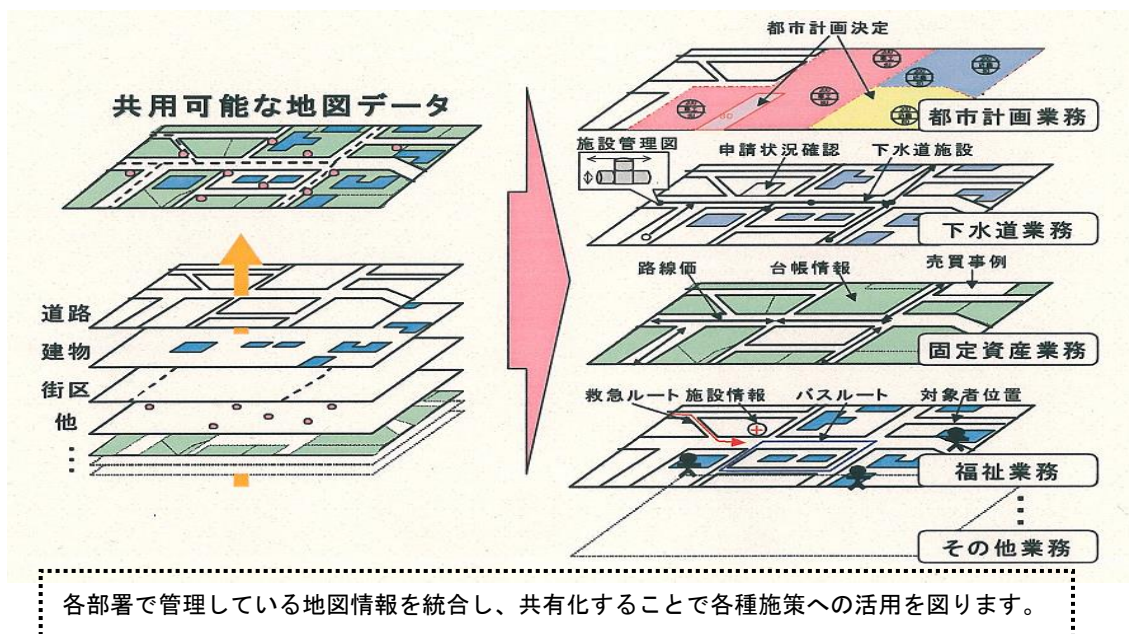
※ 2 8 チャットボット

「対話(chat)」する「ロボット(bot)」という 2 つの言葉を組み合わせたコミュニケーションツールのことをいい、音声やテキストに対して、自動的に回答する機能を持つ。

※ 2 9 介護 OSS (介護ワンストップサービスの略称)

介護保険に係るサービス検索や申請手続について、マイナンバーカードを使用し、内閣府が運営するマイナポータルの「ぴったりサービス」を活用することで、介護保険制度や申請手続の検索・オンライン申請を可能とするもの。

＜図5＞ 統合型GIS、公開型GISシステム「なとりマップ」 イメージ図



2 電子計算機システムの安定稼働の維持と共同利用の推進

【現状】

市の住民情報系システムは、平成25年3月から運用を継続していたシステムを令和2年2月の機器更新のタイミングに併せて稼働終了し、同年3月に更新(バージョンアップ)したシステムで運用を継続しています。

システムは「プライベートクラウド^{※30}」の形態で導入を行い、機器類と取り扱うデータは市外に所在するデータセンター^{※31}にホスティング^{※32}したうえ、市とデータセンターとの間はセキュリティに優れた専用回線で接続する構成としています。このことにより通信回線や設備機器、データは二重化及び冗長化^{※33}対策が図られた状況で運用しています。

※30 プライベートクラウド

ネットワークを通じて提供されるサービスやストレージなどのコンピュータリソースを、ユーザーが特にリソースの所在を意識することなく利用できるというコンセプトの「クラウドコンピューティング」の一種であり、企業や官公庁などが単独でシステムやデータセンターを利用し、団体内の各部署や関連施設などに対してサービスを提供するクラウドの形態のこと。

※31 データセンター

各種のコンピュータ(メインフレーム、ミニコンピュータ、サーバ等)やデータ通信などの装置を設置・運用することに特化した施設。災害時にもサービスの提供に支障が出ないように建物自体も耐震構造とされ大容量の蓄電池や自家発電装置等を備える。

※32 ホスティング

民間事業者のデータセンターへシステム運用上の機器類(パソコン、サーバ等のシステム構成機器)を預け、運用、保守等の一元管理を委託するもの。

※33 冗長化

システムの一部に何らかの障害が発生した場合に備えて、障害発生後でもシステム全体の機能を維持し続けられるように予備装置を平常時からバックアップとして配置し運用しておくこと。冗長化によって得られる安全性は冗長性と呼ばれる。

【方向性】

本市の住民情報系システムは、令和8年2月まで運用を継続する計画です。

後継となるシステムの選定にあたっては、市民生活に支障が生じないよう安定性はもとより法律や制度改正などへの迅速な対応に関する点を重視し、さらに、導入・運用コスト、自治体クラウドによる業務の標準化、共通化なども念頭におき、総合的な見地からそのあり方を探ることが求められます。

国が策定した「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」においても、「地方公共団体全体の効率的なデジタル化の推進」や「情報システムに係る運用コストの削減」、「A I やR P Aの共同利用による有効性」などの観点から「システム等の共同利用」への取り組みの必要性が謳われています。

このような状況を踏まえ、本市においては現在運用中のシステムの安定稼働の維持に努めるとともに、システム等の共同利用に関しては、県と全市町村が参加する「宮城県電子自治体推進協議会」（自治体クラウド専門部会）の動向を注視しつつ、将来においてこの方式にシフトしていくことを視野に入れて対応していくものとします。

【取組方針】

- ①住民情報系システム、各個別基幹業務システムの安定稼働の維持、堅持
- ②内部情報系システムの安定稼働の堅持
- ③ガバメントクラウドの推進、転換

【個別計画】

① 住民情報系システム、各個別基幹業務システムの安定稼働の維持、堅持

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	担当部署	官民データ
ア) 電子計算機システムの安定稼働の維持堅持	実施							A I システム推進課 関連各課室	
イ) 他業務システムとのデータ連携等確実な調整管理運用の実施	実施							A I システム推進課 関連各課室	
ウ) システムの保守管理の徹底、運用の実施	実施							A I システム推進課 関連各課室	

② 内部情報系システムの安定稼働の堅持

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	担当部署	官民データ
ア) 業務効率化を主眼としたシステム構築の推進								A I システム推進課 関連各課室	E
検討、構築、運用									

③ ガバメントクラウド^{※34}の推進、転換

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	担当部署	官民データ
ア) 業務の最適化、標準化を踏まえた <u>ガバメントクラウド</u> 移行への取り組み								A I システム推進課 関連各課室	E
移行手法検討 → 移行準備、移行作業 → 運用									

3 人材育成と情報セキュリティ対策の強化

【現状】

事務事業を遂行する上で不可欠なツール(道具)となった情報通信機器(パソコンなど)の個人情報を含む機密情報の取り扱いについては、職員一人一人の情報セキュリティ知識や意識の維持・高揚が必要であることから、本市では定期的な職員向け研修会などを実施しています。

また、平成22年度からはUSBデバイス^{※35}規制を開始するなど機器に対する技術的セキュリティ対策も講じてきました。

さらに、ネットワーク運用等におけるセキュリティ強化対策として、インターネット系と行政事務業務系(L G W A N)の分離を実施したほか、システムへのログイン時における、複合的認証方式の導入など、セキュリティの強靱化に向けた対策を行っています。

【方向性】

これまで進めてきた事務の効率化(省力化)について、デジタル技術を活用することによって更なる推進を図り、ひいては、デジタル技術を用いなければ実現することができない各種施策を実現する「増力化」につなげるよう、職員一人一人の情報利活用能力(情報リテラシー)の向上を目指します。

※34 ガバメントクラウド

政府が提供するクラウド基盤で、中央省庁や地方自治体が行政システムを効率的に利用できるようにする仕組み。自治体情報システムの標準化において、住民情報などの基幹系システムの運用を迅速、柔軟、かつセキュアでコスト効率の高いシステムで行うことが可能となっている。

※35 USB デバイス

USB メモリースティックやマウス、キーボードやプリンターなどをパソコンのUSB ポートなどに接続しその機能を持つ周辺機器のこと。USB メモリースティックなどのデータが記録、保管ができる機器においては、その取扱いについてのセキュリティ対策に留意が必要である。

組織全体として高い情報セキュリティ意識と問題意識を常に持ち続けることが「安全・安心を感じながら暮らせる電子自治体」へ進化する必須の条件となることから、継続的な取り組みに努めます。

【取組方針】

①情報通信技術に精通した人材の育成

②職員の情報リテラシー※³⁶向上

③情報セキュリティ対策の強化

【個別計画】

① 情報通信技術に精通した人材の育成

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	担当部署	官民データ
ア) 各種技術講習会、研修会への参加	実施							A I システム推進課 関連各課室	
イ) 機器類の操作技術力の向上や知識の充実に向けた積極的支援	実施							A I システム推進課	
ウ) 先進自治体との情報交換などを通じたスキルアップの実践	実施							A I システム推進課	

※36 リテラシー (literacy)

「適切に理解・解釈・分析し、記述・表現する」という意味を持つ言葉。情報リテラシーとして、情報化社会においては、コンピュータの利用技術を持つか否かによって個人の可能性が大きく左右することから、情報リテラシーやコンピュータリテラシーなどが重要であるといわれている。

② 職員の情報リテラシー向上

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	担当部署	官民データ
ア) e ラーニング※ ³⁷ などを活用した研修会、講習会の開催の実施								A I システム推進課 全課室	
イ) アクセスセキュリティの強化対策としての二要素認証方式※ ³⁸ の継続的な運用								A I システム推進課	

③ 情報セキュリティ対策の強化

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	担当部署	官民データ
ア) 情報セキュリティポリシーの運用								A I システム推進課	
イ) 情報セキュリティ環境の維持堅持								A I システム推進課 関連各課室	
ウ) インシデント※ ³⁹ の未然防止を目的とした点検評価、改善の実施								A I システム推進課 関連各課室	

※³⁷ e ラーニング

情報技術を用いて行う学習のこと。インターネットや教材CD等を使用しての学習の意味で用いられることが多く、内容は主に静止画や動画の映像、音声、文章などを組み合わせたマルチメディア形態で提供される。

※³⁸ 二要素認証方式

種類の異なる2つの情報を組み合わせて安全性を高めた認証方式。ここでは、従来の「ユーザーIDとパスワードの組み合わせ」のほか「生体認証としての指紋認証」などをセットにしたもの。

※³⁹ インシデント

重大事故に至る可能性がある事態が発生し、なおかつ実際には事故につながらなかった潜在的事例のこと。

Ⅲ 着実な推進に向けて

1 推進体制の整備

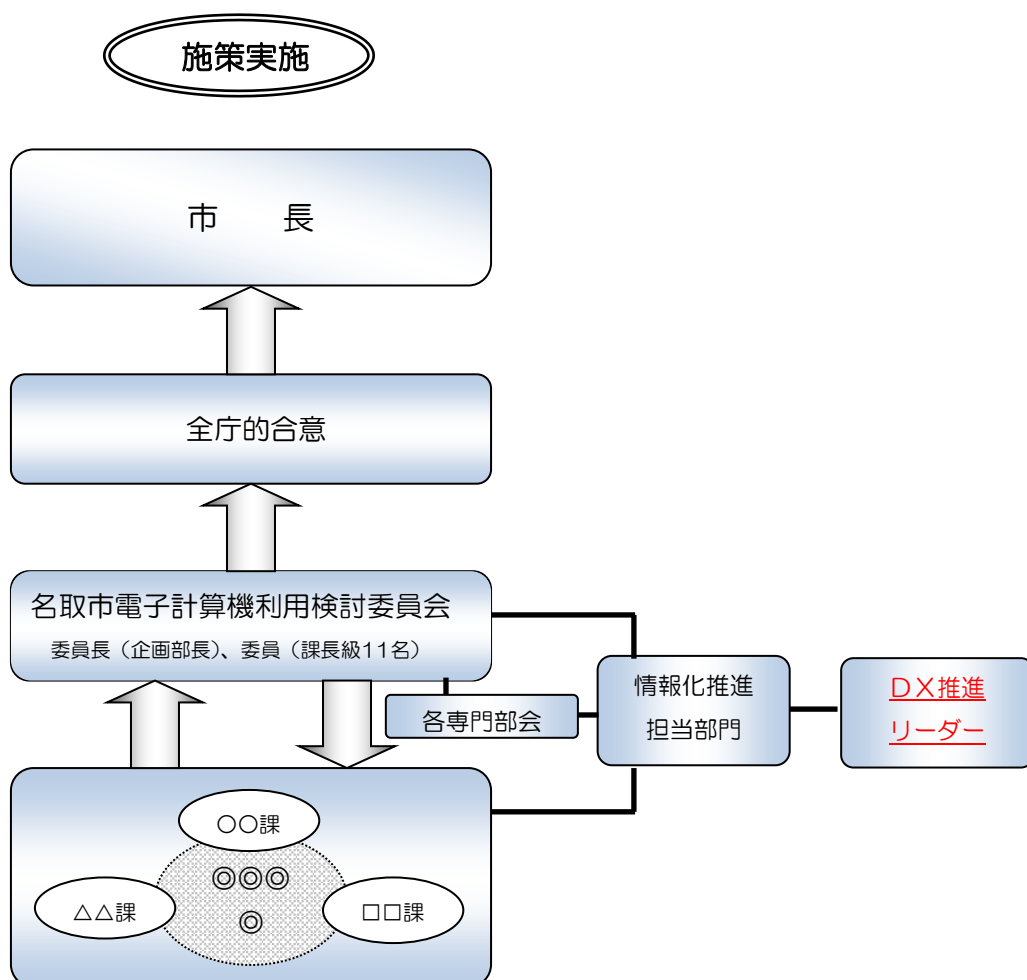
デジタル技術の利活用を推進していくためには、全庁的な取り組みが必要です。

本市では、電子計算機利用検討委員会を中心に各々の施策について方針決定や調整などを行います。

さらに、主にシステムに携わる業務担当職員による検討部会を設置し、横断的な組織で十分な検討を行います。

また、各部署で指名された D X推進リーダー を活用し、課題解決において積極的に取り組みます。

<図 6> 推進体制フロー図

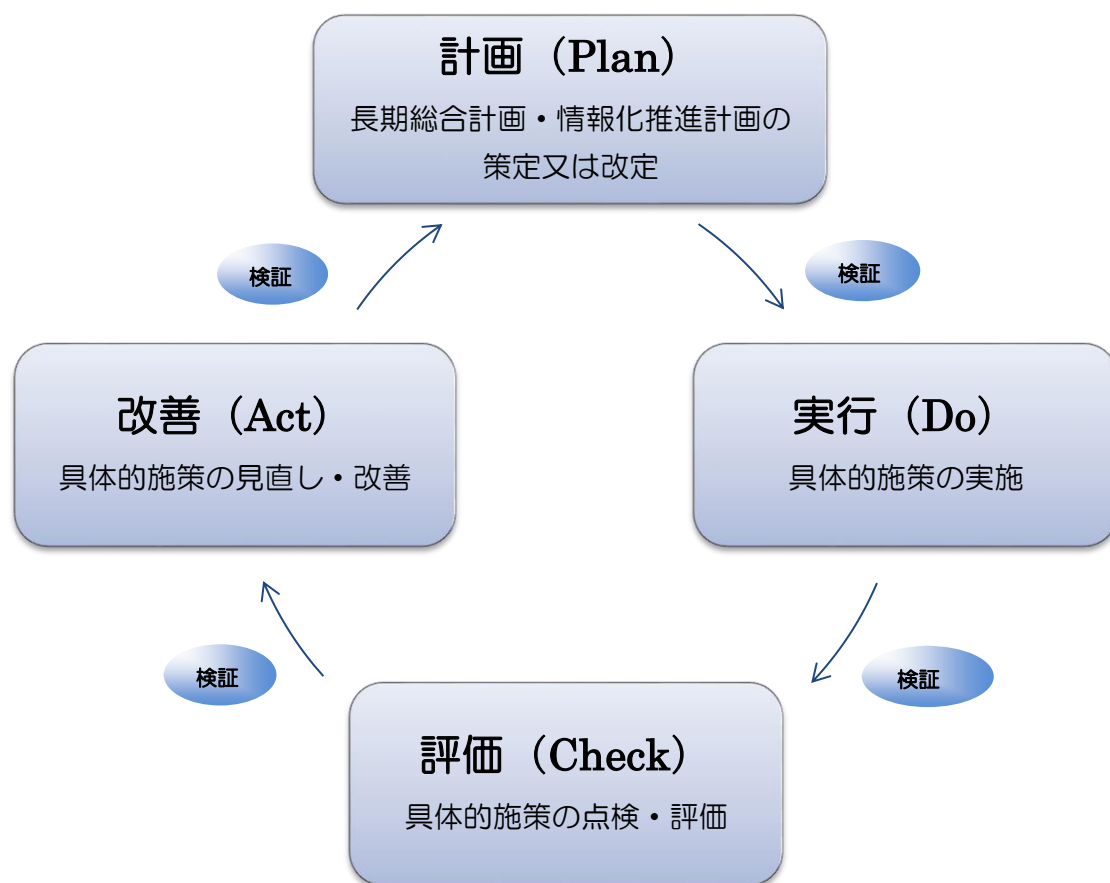


2 進行管理の実践

本計画の取り組みにあたっては、常に下図のようなPDCAサイクル（計画＝Plan、実行＝Do、評価＝Check、改善＝Act）を確立しながら、適切な進行管理に努めます。

具体的には毎年度末に評価を行い、必要に応じて目標年度の変更や事業自体の見直しを行います。

＜図7＞PDCAサイクルの概念図



IV 資料

〔1〕 国における情報化の動き

誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を

日本のデジタル社会実現の司令塔として、2021（令和3）年9月1日、デジタル庁が発足しました。この国で暮らす一人ひとりの幸福を何よりも優先に考え、社会全体のデジタル化を推進する取組を牽引していきます。

デジタル社会の実現に向けた重点計画

目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、個別の施策に取り組み、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となるものです。

1. デジタルにより 目指す社会と6つの姿	デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ・ デジタル化による成長戦略 ・ 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化 ・ デジタル化による地域の活性化 ・ 誰一人取り残されないデジタル社会 ・ デジタル人材の育成・確保 ・ DFFT ^{※1} の推進をはじめとする国際戦略
2. デジタル社会の 実現に向けた理念・原則	・ デジタル社会形成のための基本10原則 ・ 国の行政手続オンライン化の3原則 ・ 構造改革のためのデジタル原則 ・ 業務改革（BPR ^{※2} ）の必要性 ・ クラウド第一（クラウド・バイ・デフォルト）原則 ・ 個人情報等の適正な取扱いの確保および効果的な活用の促進
3. 重点課題	・ 人口減少および労働力不足（リソースの逼迫） ・ 産業全体の競争力の低下 ・ 災害やサイバー攻撃などの脅威 ・ 「デジタル化」に対する不安やためらい
4. 重点課題への対応の方向性	・ デジタル産業基盤の強化 ・ データ連携による持続可能性の強化 ・ 「デジタル化」が「当たり前」となる取組の強化 ・ 国と地方が共通利用できるデジタル基盤の整備・運用 ・ 国際連携の強化
5. 重点課題に対応するための 重点的な取組	・ デジタル共通基盤構築の強化・加速 ・ 「制度・業務・システム」の三位一体での取組 ・ デジタル行政改革の実行 ・ デジタル・ガバメント（システムの最適化）の強化 ・ デジタル化に関わる産業全体のモダン化 ・ データを活用した課題解決と競争力強化 ・ セキュリティ ・ 最先端技術における取組

※1：Data Free Flow with Trustの略称。信頼性のある自由なデータ流通のこと。 ※2：Business Process Re-engineeringの略称。

出典：デジタル庁 HP

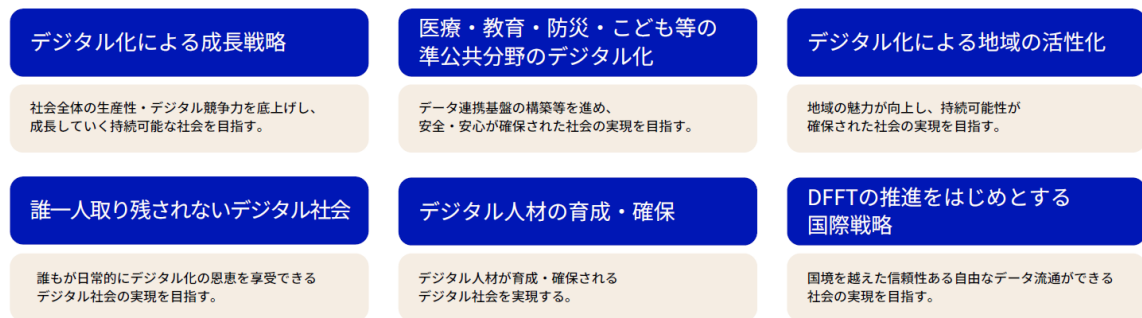
1. デジタルにより目指す社会と6つの姿

社会全体のデジタル化は、国民生活の利便性を向上させ、官民の業務を効率化し、データを最大限活用しながら、安全・安心を前提とした「人に優しいデジタル化」であるべきです。

デジタル技術の進展により、一人ひとりの状況に応じたきめ細かいサービスが低コストで提供できるようになり、多様な国民・ユーザーが価値ある体験をすることが可能となくなってきました。

デジタルの活用で目指すのは、これをさらに推進し、誰一人取り残されることなく、多様な幸せが実現できる社会です。

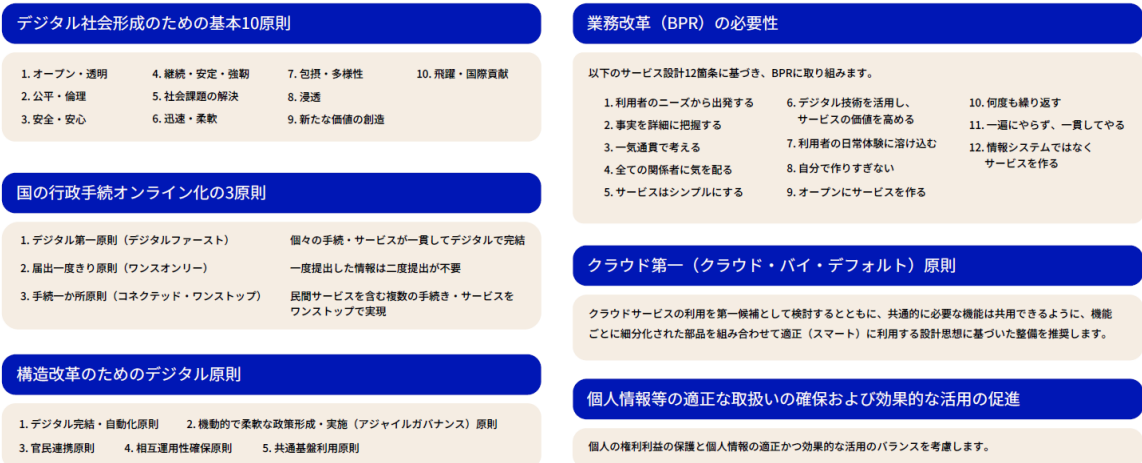
デジタル社会で目指す6つの姿



出典：デジタル庁 HP

2. デジタル社会の実現に向けた理念・原則

誰一人取り残されないデジタル化の恩恵を享受できる社会を実現するため、理念・原則をあらゆる施策や取組において徹底。



出典：デジタル庁 HP

3. 重点課題

人口減少および労働力不足（リソースの逼迫）

人口減少や大都市圏への人口集中などにより労働力が不足し、公共サービスを維持できなくなることが懸念されています。行政手続等に残存している無駄や不便を解消する必要性が増しておりデジタル技術を活用した、さらなる最適化・効率化が求められます。

産業全体の競争力の低下

「データの蓄積・利活用が進んでいない」、「生成AI等の活用が進んでいない」などから、産業全体の競争力の低下が進むとともに、デジタル収支は悪化・拡大傾向にあります。デジタル化を進め、生産性の向上や新ビジネスの創出が求められます。

災害やサイバー攻撃などの脅威

自然災害や自然資産の喪失、廃棄物処理の環境負荷の増大、感染症の世界的流行などの脅威に対して、データ連携をはじめ、デジタル技術を活用した課題解決が求められます。また、サイバー攻撃への対処能力など、デジタル自体における持続可能性も課題となっています。

「デジタル化」に対する不安やためらい

「社会の『デジタル化』について良いと思わない」、「デジタル化に适应できていない」といった声が一定数あります。また、諸外国と比べて、オンラインサービスに対する満足度が低調であり、デジタルツールを「使ってみる」ことにも消極的であるという調査結果もあることから、デジタル社会を目指すにあたっては、このような状況を念頭に置く必要があります。

4. 重点課題への対応の方向性

デジタル産業基盤の強化

産業競争力の強化と労働生産性の上昇を実現していくには、最先端技術の利用やデータ駆動型経営への転換も含めた「デジタル化」によって、効率化によるコスト削減、既存事業の付加価値向上および新規ビジネス創出を図ることにより、持続的な成長につなげることが重要です。そこで、「AI・データの徹底した利用」、「デジタルに関する供給側・需要側双方の産業のモダン化^{※1}」、「デジタル活用やDX推進のための人材育成」を強化します。

「デジタル化」が「当たり前」となる取組の強化

デジタルを活用して様々な課題を具体的に解決し、極力人の手を介さないこと、無駄・不便を発生させないことにより、良質な体験と満足につなげ、デジタル化のメリットを実感できる分野を着実に増やしていきます。また、政策データの可視化（政策ダッシュボード^{※2}等）の取組を強化し、目指す社会に向けた進捗確認と継続的改善を行うとともに、情報発信・広報も積極的に行います。

※1：古いハードウェアやソフトウェアを使用しているレガシーシステムについて、「クラウド第一原則」に基づき、クラウドサービスの利用を行うとともに、マネージドサービスの組み合わせだけでシステムを構築するなど、継続的な改善（開発）等を行い、最新の技術トレンドや標準に合わせて最適化し、総合的に生産性・信頼性を向上させること。
※2：デジタル庁が公開している、政策に関する資料等の情報も、複数の数値やグラフといったデータによって一元的に表示して閲覧できるツールのこと。

データ連携による持続可能性の強化

データ連携の推進や、信頼性を確保しつつデータを共有できる標準化された仕組み（データスペース）の構築など、国際的な視点も持ち、官民で協調して取組を強化していきます。また、有事や大規模災害の発生に備えた、データ自体の消失やネットワークや電力供給の途絶などのデジタル化に伴う危機管理（リスクマネジメント）も強化します。

国と地方が共通利用できるデジタル基盤の整備・運用

人口減少社会においても公共サービスをデジタルの力で維持・強化していくためには、約1,800の自治体が個々にシステムを開発・所有するのではなく、国と地方が協力して共通システムを開発し、それを幅広い自治体が利用する仕組みを広げていくことが重要であり、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に取り組みます。

国際連携の強化

世界規模での持続可能性に関する課題解決のためには、国際展開を常に視野に入れた市場形成や施策が必要です。サイバーセキュリティや信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）など、デジタルに関する基盤整備について有志国との国際連携を強化していきます。

5. 重点課題に対応するための重点的な取組

※一部抜粋

マイナンバー制度の推進

法律に基づき、社会保障制度、税制、災害対策分野以外の行政手続においても、マイナンバーの利用の推進を図るとともに、2024年夏までに各事務におけるマイナンバー制度の利用可能性に關しての網羅的な調査を実施。
次期通常国会への法案提出を目指します。
また、マイナンバー情報総点検を踏まえて、マイナンバー法の特定個人情報の正確性の確保のための支援規定に基づき、紐付け実施機関に対する丁寧な支援を実施します。

マイナンバーカードの普及と利活用の推進

円滑なカード取得のための申請環境および交付体制整備をさらに促進するとともに、スマートフォンから様々な行政手続ができる「オンライン市役所サービス」の徹底と、日常生活で利用できるようにする「市民カード化」を推進。マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用普及も推進します。

マイナンバーカードの普及と利活用推進のための具体的な取組

- | | | | |
|---------------------------|---------------|--------------------------------|---|
| a 健康保険証との一体化 | e 在留カードとの一体化 | i 確定申告の利便性向上に向けた取組の充実 | m 「市民カード化」の推進 |
| b 救急業務の迅速化・円滑化 | f 障害者手帳との連携強化 | j 引越し手続のデジタル化のさらなる推進とデジタル完結の検討 | n 金受取口座の活用推進 |
| c 健康・医療・介護分野におけるデジタル化への活用 | g 年金情報との連携強化 | k 死亡相続手続のデジタル完結 | o スマートフォンへの搭載など利便性の向上 |
| d 運転免許証との一体化 | h 資格情報のデジタル化 | l 在外選挙人名簿登録申請のオンライン化等の検討 | p 様々な民間ビジネスにおける利用の推進 |
| | | | q マイナポータルAPI ^{※1} の利用拡大等による官民のオンラインサービスの推進 |

※1：Application Programming Interfaceの略称。他システムの情報や機能等を利用することで、アプリケーションの開発やデータの共有・利活用を容易にするための仕組み。

デジタル人材の育成

デジタルを活用した課題解決を進め、実際に生活を便利にして「デジタル化」を「当たり前」にしていくためには、その担い手たる人材が質・量ともに欠かせないことから、デジタル人材育成の取組を強化します。

デジタル人材育成のための具体的な取組

- | | | |
|---|---|---|
| ・個人が持つデジタルスキル、スキルアップ状況、試験によるスキル評価のデータを蓄積・可視化し、保有スキルの証明をデジタル資格証明 ^{※1} で発行していくことで、個人における継続的な学びと、目的をもったキャリア形成の実現を目指す。 | ・教育カリキュラム等の充実や専門性の高い指導者・教員の確保等に引き続き取り組んでいくため、数理・データサイエンス・AI教育強化拠点コンソーシアムにおける活動や、大学等の優れた教育プログラムを国が認定する制度、大学院における人文・社会科学系等の分野と情報系の分野を掛け合わせた学位プログラムの構築等を通して、大学等における数理・データサイエンス・AI教育を進めていく。 | ・地方公共団体におけるDX推進体制の構築を加速化し、都道府県による市町村のDX支援のために、人材プール機能の確保を進める。 |
|---|---|---|

地方公共団体情報システムの 統一・標準化

基幹業務システムを利用する全ての地方公共団体が、原則2025年度までに、標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できるよう、環境を整備します。
また、移行困難システムを含む基幹業務システムの標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行に向けて、積極的に支援します。

防災DXの推進

防災DXを危機管理政策として捉え、さらなる改善・推進を図るべく、主に以下の取組について進めます。

防災デジタルプラットフォームの構築	防災アプリ開発・利活用の促進等/ データ連携基盤の構築	一人一人の状況に応じた 被災者支援の充実
2024年4月に運用を開始した新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を中核として、各防災情報関係システムのデータを自動連携等で集約し、災害対応機関等で共有する防災デジタルプラットフォームを2025年までに構築する。また、災害情報の集約等を支援する災害時情報集約支援チーム（ISUT ^{※1} ）の強化に取り組み、データ連携基盤やアラートとの連携等、防災分野のデータ流通促進に向けた取組を行う。	優良なシステム・サービスの開発促進および早期社会実装・横展開を進めていくとともに、防災アプリ・サービス間でのデータ連携や新総合防災情報システムと連携を図っていくため、防災分野のデータ連携基盤の構築を推進する。	災害時に被災者一人一人が災害の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、マイナンバーカードの活用促進を図り、避難所等における受付や、薬剤情報をはじめとする健康医療情報の取得、罹災証明のオンライン申請等、被災者の利便性を向上させる取組を推進する。
官民連携による 防災DXのさらなる推進	通信・放送・電力インフラの強靱化	防災デジタル技術の さらなる発展と海外展開
2024年（令和6年）能登半島地震では、民間のデジタル人材が被災地方公共団体の現場に入り、災害対応をデジタル面から支援し、活躍した。こうした経験を踏まえ、民間のデジタル人材等を派遣する仕組みについて検討を行い、実現を図る。	災害時に災害対応機関等が行う情報収集・共有、被災者視点で重要となる災害関連情報の取得等の前提となる、市町村役場や避難所等における通信・放送・電力のサービス継続およびその早期復旧に向け、これらのインフラの強靱化や冗長性の確保、点検の効率化、被災した際の早期応急復旧のための機器の設置等に官民が連携して取り組む。	産官学による将来予測、デジタルツイン ^{※2} 、AI活用等の技術研究開発を促進し、未来に向けた構想を推進していくとともに、我が国の優れた防災DX技術・産業の海外展開を推進する。

※1：Information Support Teamの略称。 ※2：サイバー空間とフィジカル空間（現実世界）を融合し、常に変化し続けるダイナミックな好循環を生み出す社会へと変革することを目指すデジタル社会の形成のための基盤。

サイバーセキュリティ強化の取組

レッドチームテスト^{※1}の実施に向けた検討など、横断的なアタックサーフェスマネジメント^{※2}による脆弱性の把握や、プロテクトティブDNS^{※3}による情報収集を2024年度から新たに開始します。
また、「政府情報システムの管理等に係るサイバーセキュリティについての基本的な方針」に基づく、政府情報システムの整備・運用を実施。特に、政府の共通基盤や国民・企業の認証システム等を構築・運用するデジタル庁は、総合的な運用・監視システムの構築・運用を含め、システムの強靱化および運用・監視・インシデント対応体制の整備強化を図ります。その際、セキュリティ・バイ・デザインを前提としたシステムの構築など、セキュリティ対策の強化を図るとともに、デジタル庁の専門家チームおよび情報処理推進機構（IPA）による必要な検証・監査を着実に進めます。

出典：デジタル庁 HP

[2] 名取市情報化基本計画（平成 25 年度～平成 31 年度）における具体的施策の進捗状況

【凡例】

P17.②

：改定後の基本計画での記載ページ項目番号

(i) I C T を利活用した行政サービスの向上

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
■ 災害、緊急時における情報通信体制の確保	① 災害、緊急時における新たな情報伝達体制の確立	ア) 災害や緊急時における宮城県総合防災情報システム（M I D O R I）を活用した迅速で的確な情報収集体制やエリアメールなどを活用した情報提供手法の導入など、複数のメディアによる多角的な情報伝達体制を確立します。	M I D O R I を活用した情報収集体制の継続を行っている。 そのほか、情報発信体制として、防災行政無線、防災ラジオ、エリアメール、災害メール、SNS、ブログの活用、「（特非）エフエムなとり（なとらじ）」での災害放送対応を行っている。また、仙台 C A T V との連携による、ケーブルテレビを活用した情報伝達訓練を実施した。	＜継続＞ 今後も安定稼働体制の維持及び、市の情報伝達体制に有益なものを積極的に活用する取り組みを行う必要があることから、継続事業として次期計画に引き継ぐ。 P7.①
	② I C T における事業継続に向けた取り組み	ア) I C T 事業継続計画（I C T - B C P）を策定します。	計画策定に向け、内部に検討組織を設置し、H25、26 年度に検討を行った経過があるものの、未だ策定完了に至っていない。	＜継続＞ ICT - BCP は市全体の業務継続計画（B C P）と密接に関連することから、市の B C P 策定と連携して取り組むよう次期計画に引き継ぐ。 P8.②
		イ) 災害、緊急時においても情報システムを継続的に使用できるよう、サーバ機器やインターネット通信回線の冗長化を推進します。	有事に備えた機器の冗長化の実施。物理構築及び、VPN（仮想専用回線）技術によるネットワーク回線の二重化を実施し、冗長化、バックアップ環境を導入し、運用している。	＜完了＞ 本施策項目は完了とし、今後は設備の維持管理を継続する。

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
	② I C Tにおける事業継続に向けた取り組み	り) 庁舎に相当規模の非常用自家発電装置を設置し、停電時における給電手段を確保することによる全庁的なシステム稼働の維持を図ります。	平成28年度に非常用自家発電機の発電容量を74KVAから140KVAへ拡充対応するとともに、必要な個所への配電回路の整備を完了した。 有事の際の電算システム稼働にかかる容量は確保されている。	＜完了＞ 本施策項目は完了とし、今後は設備の維持管理を継続する。
		1) インターネット利用を想定した非常用衛星電話回線の開設について、関連業者との連携を図ります。	災害発生時の通信回線途絶状況時でかつ無線装置等も有していない機関との連絡手段として平成26年から2回線を契約所有し、その運用、利活用方策を検討している。平成29年度においては防災訓練等でその通信訓練を行った。	＜継続＞ 訓練等での通話訓練は実施しているが、本回線を活用したデータ通信等（インターネット接続）の活用は未検討であるため、継続検討課題として次期計画に引き継ぐ。 P7.①
		1) 発災時の被災者への対応から支援制度移行までの対応を迅速・的確に行える支援システムを構築するべく運用・手法・手順を踏まえたシステムの構築を行います。	被災者支援業務のうち、初動対応に必要な安否確認、避難所管理、罹災証明発行の業務のシステム化を検討し、その運用、方法、構築仕様について、要件の確定までの取りまとめを行っている。	＜継続＞ 運用、手法、システムでのデータ連携の方法、ネットワーク構成の再確認を行うなど、課題の整理を行いつつ、システム構築に向けて次期計画に引き継ぐ。 P8.②

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
	③情報格差（デジタル・ディバイド）解消に向けた取り組み	ア) 市関連施設において、市民がインターネットを利用できるコーナーの設置や、Wi-Fi 環境の構築など情報入手チャネル（流入経路）の拡大を検討します。	平成31年度事業として有事の際の指定避難所となっている公民館と市民体育館の10施設に公衆無線 LAN 設備を構築し、運用を開始している。 一方当初想定していた市民が利用できる共用機材の提供によるインターネットを利用できる環境の構築は、個人所有の情報携帯端末を利用する際のネットワーク環境の提供にニーズがシフトしている。	＜継続＞市内公共施設に設置した衆無線 LAN 通信環境の運用管理の維持及び箇所数を拡充するなどの環境整備を推進していく内容で次期計画に引き継ぐ。 P14.⑤
		イ) キオスク端末を活用した情報通信手段の確保を検討します。	平成22年2月に住基カードを利用した自動交付機による住民票、印鑑証明書の交付サービスを開始した。その後マイナンバーカードを利用したマルチコピー機による、証明書の交付サービス（住民票の写し、戸籍事項証明書、印鑑証明書など）を、平成28年6月からコンビニエンスストアにおいて、平成29年10月からは市役所市民ホールにおいて行っている。	＜継続＞一定の水準のサービスが提供できる環境の構築は行えている。本項目は情報格差対策施策としていたが、内容としては行政手続きのオンライン化への取り組みとして機能の拡充を行うなど、内容をマイナンバーカードの活用や用途拡大拡充関連の項目として整理し、次期計画に引き継ぐ。 P11.①

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
	③情報格差（デジタル・ディバイド）解消に向けた取り組み	り）高齢の人や障がいのある人にも扱いやすい、V-Low 機器の普及を目指し、総務省が進める実証実験等に参加します。	宮城V-Lowマルチメディア放送実験協議会に加入参加し、実証実験等を行いV-Low 機器利活用の検討を行ったが、その目的とする内容が防災行政無線や、防災ラジオの運用に類似すること、構築運用には多額の費用が必要となることなどの理由で、現在具体的な取り組みは進めていない。	＜終了＞ V-Low 機器普及を目的とした項目とされていたが、現状においてはその手法が防災ラジオ等の普及促進による運用において代替されるものとなっていることや国においてはその制度設計自体の見直しを行っている状況であることから、本計画は終了とする。
		1) 現在運営中のコミュニティFM局の継続運営することに対する支援、利活用を行い、引き続き情報発信の充実を図ります。	臨時災害放送局として開局した「なとらじ」を市の情報提供手段として日々、有事問わず防災無線などと同様に利活用し、市の情報提供、災害放送を行う目的で市として、支援、利活用を行っている。	＜完了＞ 本施策項目は完了とするが、今後も情報発信手段として活用を継続する。
		2) 防災ラジオの普及を図ります。	ラジオの普及促進として、イベントや防災講話等での広報など普及拡大に向け取り組みを行っている。	＜継続＞ だれでも簡単に防災情報の入手ができる、有益な道具となりうる防災ラジオの普及促進について継続実施を行うため、次期計画に引き継ぐ。 P7.①

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
	③情報格差（デジタル・ディバイド）解消に向けた取り組み	か)「なとり防災メール」の受信登録者数の拡大を進めます。	「なとり防災メール」は、有事の際に登録者へ迅速にその内容、状況等の情報発信を行うことができる手段であることから、広報なとり、市ＨＰ、なとり等で周知し積極的な登録に向けた呼びかけを行っている。	＜継続＞「なとり防災メール」への登録者を増やし、効用拡大させることを目標に、普及拡大の継続実施、利用者拡大を継続して推進するため、次期計画に引き継ぐ。 P 8.③
■情報共有化の推進と行政手続きオンライン化の拡大	①情報共有ツールとしてのホームページ等の活用	ア) ユニバーサルデザインを意識した画面構成を目指します。	多言語化や、音声読み上げ機能の導入などユニバーサルデザインを意識した構成として情報発信を行っている。	＜完了＞ユニバーサルデザインへの取り組みは、現状の内容で当初想定への対応は完了している。 今後は、新たな仕掛けの出現などに応じて、逐次改善を継続していく。
		イ) 多言語化や読上げ機能などの導入によるアクセシビリティの向上を図ります。	アクセシビリティの向上についてはその機能について定期的な改善を行っている。	＜継続＞必要とされるアクセシビリティ(近づきやすさ、利用しやすさ)については、今後の新たな仕掛けの出現などに応じて、逐次改善を継続していく必要があることから、継続事業として次期計画に引き継ぐ。 P 13.①

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
	①情報共有ツールとしてのホームページ等の活用	ウ) 議会の動画中継やライブカメラなどを利用した、多角的なコンテンツの充実を図ります。	わかりやすくより身近に感じられる動画の利活用や、視覚に直接訴えることで情報を正確に伝える手段として、議会の動画配信に取り組んでいる。	＜継続＞ 今後ともその内容やコンテンツが急速に発展することが予想されることから、新しい技術の研究検討、導入を継続し、さらに、第5世代無線データ通信(5G)の活用可能性の研究も含みいれ、次期計画に引き継ぐ。 P13.①.② P18.②
		イ) 市公共施設を対象とした予約システムを拡充します。	公民館、文化会館の、予約状況検索照会、施設設備の仮予約ができるシステムの導入運用を行っている。	＜完了＞ 公民館、文化会館について一定程度の運用は実現したが、新たな施設への対応や、機能改善が必要なことから、次期計画に引き継ぐ。 P17.①
		オ) 各種手続きに必要な申請書様式の電子データ掲載を拡充します。	ホームページでの運用は開始済である。各種書式はダウンロード(WORD、XLS、PDF形式等)が可能となっており、適時所管部署において新規掲載や更新を行っている。	＜完了＞ 本施策項目は完了とし、今後は適正管理を継続する。

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
	②行政手続きオンライン化の拡大	ア) インターネットを介した「行政手続きオンライン申請」の周知と利用推進を強化します。	宮城県が構築、県下市町村が共同利用する「みやぎ電子サービス」、マイナンバーカードを利用したマイナポータル「びったりサービス」での電子申請サービス、市 HP でのご意見ご質問申請などが利用できる環境を運用している。	＜継続＞マイナンバーカードによる行政手続きや、本人確認認証機能による情報連携を活用したオンライン化の推進、機能拡充に今後も継続して取り組む必要があることから、継続事業として次期計画に引き継ぐ。 P11.① .②
		イ) 平成28年6月に導入運用を開始した各種証明書をコンビニエンスストアで受け取ることが可能となるシステムの安定的な稼働の維持を図ります。	コンビニエンスストア及び市役所市民ホールにおいて、マルチコピー機を活用した住民票の写し、戸籍事項証明書、印鑑証明書などの交付サービスを行っている。	＜継続＞ 今後はマイナンバーカードの活用による用途拡大等も想定されるため、その項目等の拡充など、継続事業としての取り組みが必要なことから、次期計画に引き継ぐ。 P11.① .②
		ウ) 様々な情報通信端末から市税などの納付が可能となる、「マルチペイメントサービスシステム」などの手法の導入について検討します。	「ふるさと納税」収納業務においてのクレジット収納、市税等の納付においては、コンビニエンスストアでの収納を開始している。 また、携帯端末を利用した電子決済として PayB の運用を開始している。	＜継続＞ クレジットカード、電子マネー、プリペイド、ポイントなどを利用した決済方法であるマルチペイメントサービスは多種多様なものが存在する。サービスの実態を捉え、市の業務における収納環境の多様化を推進する必要があることから、継続事業として次期計画に引き継ぐ。 P11.①

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
■情報提供の充実及び高度化の推進	①双方向ツールとしてのホームページ等の活用	ア) 市民参加の手段として電子会議室や電子アンケートの導入を検討します。	市民との意見交換や情報の受け渡しツールとして導入を検討したが、その仕掛けは技術の進歩に伴い、SNSなどによりその機能を果たすツールの出現や、市のホームページ上のコンテンツにより一定程度機能している。	＜継続＞ 電子会議室や、アンケートのシステム化は目的毎の作成、周知などが必要になるなど効率性が懸念される。現状では市ホームページでの意見や質問を受けるコンテンツやSNSなどによりその役割が一定程度果たされているものの、今後はAIの活用など新たな発想が必要であることから、施策項目を見直し、次期計画に引き継ぐ。 P18.②
		イ) 市民からの質問、意見などの声をデータベース化するとともに、問答集(FAQ)などのシステム化を検討し、官民双方での有効活用を図ります。	紙媒体による現有のアナログ記録のデジタル化やその活用方法などに関する課題があり、現在具体的な取り組みは進めていない。	＜継続＞ 行政と市民との対話や、情報共有は今後においても不可欠であることから、この施策はビッグデータの収集分析と捉えて取り組む必要がある。 取り組みへの発想を最新技術であるAIなどの活用も視野に入れたものに切替えて、次期計画に引き継ぐ。 P18.②

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
	②コミュニティ型 Web サイトの活用	ア) ツイッターやフェイスブック、ライン、Instagramなどに代表されるソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、電子掲示板、ブログなどのソーシャルメディアを活用することで、情報通信手段の拡充を図ります。	現在、防災安全課、議会事務局、図書館、震災復興部、水道事業所及び総務課により、フェイスブック、ツイッター、ブログの運用を行っている。	＜継続＞ 今後も市の情報発信に有益なものを積極的に活用する取り組みを行う必要があることから、継続事業として次期計画に引き継ぐ。 P14.③
		イ) 市民への有益でわかりやすい情報提供等の手段として携帯端末用アプリの導入を検討します。	「導入ガイドライン」を整備し、市民への提供を推進している。現在はクリーン対策課所管の「さんあーる」(ゴミ出し)アプリの導入運用を行っている。	＜継続＞ アプリの活用は今後ともその内容や有益性、安全性を考慮し、研究しながら積極的な導入運用を行う必要があることから、継続事業として次期計画に引き継ぐ。 P13.②
		ウ) 平成29年度から運用を開始した「公開型GIS(地図情報提供システム：なとりマップ)」を活用し、市民と行政の情報の共有化や情報発信の充実を図ります。	「なとりマップ」は、その掲載情報が現在25のテーマ区分、延べ63レイヤが表示可能で、市民に提供している。併せて、業務担当課に働きかけを行いながら、レイヤ、テーマの追加拡充を進めている。	＜継続＞ 掲載内容、項目の拡充拡張及び掲載情報の加除などのメンテナンスを常に鮮度を意識して行うことが必須となることから、継続事業として次期計画に引き継ぐ。 P14.④

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
	③オープンデータの推進	ア) 行政の透明性及び信頼性の向上、市民参加・官民協働の推進、経済の活性化・行政の効率化を目的として、行政情報の電子化によるオープンデータの推進を図ります。	「名取市オープンデータ推進に関する基本方針」の策定を行い、公開するデータの項目、手段の検討、データ保有所管部課との調整を経て、昨年からオープンデータ専用のポータルサイト「LinkData」での公開を開始した。 現在、9 項目の情報をオープンデータとして公開している。	＜継続＞ 総務省から示されているオープンデータ推奨データセット項目の公開を目標として取り組みを進めているが、より多くのデータをオープンデータとして公開していく必要があるため継続事業として次期計画に引き継ぐ。 P14.④

(ii) 行政事務の効率化

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
◆住民情報系システムの運用	①自治体クラウドの推進	ア) 県が主導する宮城県電子自治体推進協議会並びに自治体クラウド専門部会及びワーキンググループに参加することにより、導入に向けた検討を進めます。	市の住民情報系(基幹系)のシステムは、令和2年3月に機器の更新を行い、令和7年2月末まで運用する計画となっている。 他市との自治体クラウド化の推進は、国においても重点取組課題とされていることを踏まえ、次期システムの構築・導入・運用についてはその可能性も含め継続検討する必要がある。	＜継続＞行政事務の標準化、共通化による共同処理、共同利用による電算システム構築運用の推進が求められており、調達スケジュールや調達システムの内容など相手先との同期同調や、事務処理運用の共通化などの事務は必要となるものの、自治体クラウドでのメリットを勘案し、本市として検討を継続していく必要があることから継続事業として次期計画に引き継ぐ。 P22.③ P17.①
		イ) コミュニティクラウドに向けた県内市町村との連携を強化します。	クラウドコンピューティング環境は、特定の自治体がシステムを共同で所有あるいは運用する仕組みであるが、現在具体的な取り組みは進めていない。	＜見直し＞本施策項目は、自治体クラウドの推進に包含されることから、自治体クラウドの推進構築の施策での課題整理を行うものとして見直す。

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
	②住民情報系システムの見直し	ア) 多額のシステム改修費が軽減可能となるような次世代システム選定に向けて、システム内容の要件を定義し、情報セキュリティの確保を維持しつつ総合的な見直しを行います。	令和2年3月から稼働するシステムの更新にあたっては、これまで番号利用法(※)による制度改正に基づくシステム改修や、東日本大震災による影響で実質的な見直しの取り組みはできていない。 市内部に更新に関する検討組織を設置し検討を進め、現行システムのバージョンアップ版での更新としている。 ※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	＜継続＞ 国の方針により自治体クラウド型のシステムの導入推進が提唱されている。 現行業務の標準化、共通化を視野に入れ、次期システム更新時での自治体クラウド型のシステム導入の研究検討を行う必要があるため、継続事業として次期計画に引き継ぐ。 P22.③ P17.①
		イ) 導入済みのデータセンター活用においてのバックアップ体制についてはあらゆる災害を想定しての万全な体制整備を図る必要があることからその体制の整備については常にシステム運用ベンダーとともに検討します。	システムの中核機器の維持管理及びデータ保守管理は外部事業者管理によるデータセンターの利活用により、その体制は堅実かつ確実なものとなっており、東日本大震災発生時においても業務中断は免れている。	＜完了＞ 本施策項目は完了とするが、今後もシステムの安定稼働維持は必須項目であるため、継続事業として次期計画に引き継ぐ。 P21.①

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
◆ 内部情報系 システムの 運用	①行政事務処理システムの拡充	ア) 内部情報系システムで運用している職員のポータルシステムについて、情報セキュリティを確保しつつ行政事務支援ツールの拡充導入について検討を行い、拡張を図ります。	内部情報系システムとしての財務会計、職員ポータル、施設予約、スケジュール管理、メール管理等のコンテンツは、そのシステム更新に合わせて、財務執行系は平成 31 年度から、職員ポータル、メール等は平成 30 年 12 月から稼働運用を開始している。	＜完了＞ 本施策項目は完了とするが、今後もシステムの安定稼働維持は必須項目であるため、継続事業として次期計画に引き継ぐ。 P21.②
		イ) 庶務事務処理システム、文書管理システムなどの行政事務の効率化が明確に図れるものについて、導入に向けた検討を行います。	財務会計、職員ポータル、施設予約、スケジュール管理、メール管理等のコンテンツは継続的に運用を行っている。この項目に加え、平成 28 年 4 月から制度運用が開始された人事評価制度のシステム化を平成 29 年度に行い、運用を開始している。 文書管理や電子決済に関するシステム化については、具体的な取り組みができていない。	＜継続＞ 行政内部事務のシステム化においては文書管理を含め、庶務事務、出退勤管理など、今後も継続的に機能強化、機能拡充への取り組みを行う必要があることから、継続事業として次期計画に引き継ぐ。 P22.②

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
	② L G W A N の活用 促進	ア) 品質とサービスレベル の高いサービスを、経済的 に実現するための仕組み である L G W A N - A S P 方式に着目し、帯域 の拡張を含めた環境を整 備するとともに、新規で導 入するシステムにおいては 積極的に L G W A N の 活用促進を検討します。	「みやぎ電子申請サー ビス」、国と市との間で運 用する「調査、照会(一 斉調査)システム、番号 利用法に基づく「情報連 携ネットワークシステム」、 「地方税ポータルシステム (eLTAX)」、「国税連携 システム」及び「契約管 理システム」など、様々な 事務において活用を進め ている。 平成 28 年度にその回 線(みやぎハイパーウェブ) の帯域を 1 mbps から 100mbps に拡張整備 し、運用している。	＜継続＞ LGWAN ネット ワークの積極的な活用や 民間事業者による ASP サービスの業務への導入 など、有益なものを積極 的に活用する取り組みを 継続して行う必要がある ことから、継続事業として 次期計画に引き継ぐ。 P19.③
	③統合型 G I S 及び 公開型 G I S システ ムの安定稼働の維持 及び機能拡張・拡充	ア) 全庁的に地図の電子 化・一元管理・情報共有 を行っている統合型 G I S 及び市民に向けての情 報発信を行っている公開 型 G I S の安定的稼働 の維持及び段階的な機 能の拡張・拡充について 組織横断的に検討し、運 用を行います。	「なとりマップ」及びその 原図である「統合型 G I S システム」においては、 その情報の鮮度の維持、 掲載コンテンツの拡充拡 張を適時行っている。 併せてシステムの効率 的な運用管理を目的と した構築業者による研修 会、相談会を毎年開催 し、担当職員のスキル向 上、安定稼働運用の維 持継続に取り組んでい る。	＜継続＞ 今後も安定稼 働運用の維持及び、市 の情報発信に有益なも のを積極的に活用する 取り組みを行う必要があ ることから、継続事業とし て次期計画に引き継ぐ。 P19.④ P14.④

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
◆人材育成と情報セキュリティ対策の強化	①職員の情報リテラシー向上	ア) 職員の情報リテラシーの向上を目指して、定期的な職員向けの研修会を実施します。	システムを利用した事務作業においての情報セキュリティへの意識啓発、行政事務ネットワークとインターネット環境分離の必要性、USB メモリスティックなどの外部記憶媒体の取扱い、情報漏洩事案の紹介などを含んだ研修を集合研修、新採職員研修、e ラーニング研修の形態により行っている。	<継続> 今後もセキュリティ管理、その維持、堅持にかかる行政職員としてのリテラシー向上への取り組みは継続する必要があることから、継続事業として次期計画に引き継ぐ。 P23.②
		イ) 集合研修に参加しなくとも多くの職員が業務に必要な個人情報保護やセキュリティの知識や技能を修得できるよう、インターネットで学べるe ラーニングを定期的に職員に周知し、受講者を募ります。	自己のスケジュール管理で受講が可能なe ラーニングによる研修を平成30 年度から実施している。内容は、個人情報保護、情報セキュリティ、マイナンバー事務、サーバーセキュリティなどの項目となっている。	<継続> 今後もセキュリティ管理、その維持、堅持にかかる行政職員としてのリテラシー向上への取り組みは継続する必要があることから、継続事業として次期計画に引き継ぐ。 P23.②
	②情報セキュリティ対策の強化	ア) 名取市情報セキュリティポリシーの定期的な評価・見直しを行い、あわせて関係規定の整備を行います。	平成16年に策定した情報セキュリティポリシーについて、平成28年10月に、自己点検の実施、情報資産の概念、新たなCISO(最高情報セキュリティ責任者：副市長)の配置を含めた組織体制、情報資産の概念、インシデント対応などを見直し改定した。	<継続> 情報セキュリティポリシーは市全体のICTに係るセキュリティに関する方針となることから、今後もその適正な運用管理に取り組むよう次期計画に引き継ぐ。 P24.③

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
	②情報セキュリティ対策の強化	イ) 平成 26 年 4 月の Windows XP 及び Office 2003 のサポート終了と、平成 32 年 1 月に予定されている Windows 7 のサポート終了に伴い、セキュリティリスクを回避するため、全庁的な端末の精査と必要な機器の更新を行います。	サポート終了に伴う WindowsXP からの Windows ViSTA 及び Windows 7 への移行を完了させ、さらに、サポート終了の Windows7 から Windows10 への移行について、令和元年 12 月に完了している。	＜継続＞ 今後も機器に対するサポート終了等のセキュリティ対応策への取り組みを行う必要があることから、継続事業として次期計画に引き継ぐ。 P24.③
		ウ) ネットワークセキュリティの強靱化対応を行う目的において、行政事務ネットワーク（L G W A N）系とインターネット系のネットワークの分離を行います。	インターネット空間から及ぼされるリスク排除を目的として平成 29 年 3 月にインターネット環境と内部情報系(LGWAN)ネットワークの物理的な分離を行った。 さらに、宮城県セキュリティクラウドを利活用した、ネットワークセキュリティの強化を行っている。	＜完了＞ 本施策項目は完了とし、今後は設備の維持管理を継続する。
		エ) 使用機器のアクセスセキュリティ対策を行う目的で、基幹業務系ネットワーク機器に対してログオン時の二要素認証方式（「ID・PASSコード」+「生体認証」）の導入構築を行います。	セキュリティ強靱化事業として、平成 29 年 3 月に基幹系システムの操作端末(PC)への操作ログオンアクセス時において、「ID + PASS コード」と「生体認証(指紋、静脈)」の二つが必要な、二要素認証方式を導入し、業務運用を行っている。	＜完了＞ 本施策項目は完了とし、今後は運用の維持管理を継続する。

〔3〕 名取市における電子情報化のあゆみ

年 月	内 容		
	住民情報(基幹)系	内部情報系	主な施策
1967(昭42)年	電子計算機による業務処理開始 (バッチ処理委託：富士通 F I P)		
1992(平4)年1月	大型汎用電子計算機(プログラム独自開発)自己導入による業務処理開始 (日本ユニシス(株)社製) ※業務処理システムは個別開発により順次対応 (委託及び直営対応(LINC 言語))		
2001(平13)年4月		庁舎内 L A N 運用開始 (グループウェア(Bizaction：ビザクション)) (日本ユニシス(株)社製) 接続運用するパーソナルコンピュータ(P C) 90 台	
2004(平16)年2月			市公式ホームページ運用開始
2004(平16)年8月		職員用 P C 配備開始 160 台 2006(平18)年5月 追加配備 130 台 2006(平18)年10月 追加配備 22 台 ※現形態の基本形を構築	
2007(平19)年10月		【システム提供事業者変更】 内部情報系システム運用開始 (グループウェア(StarOffice：スターオフィス)) (日本電気(株)社製) ①財務会計(F I N A S - N) ②電子メール ③スケジュール管理 ほか ※当該グループウェア導入以前の財務会計は、予算編成と予算執行・決算処理とは別々のシステムで運用	

年 月	内 容		
	住民情報(基幹)系	内部情報系	主な施策
2008(平 20)年 4 月	自己導入方式廃止 【システム提供事業者変更】 パッケージシステム(COKAS-R/AD)による業務処理開始 (日本電気(株)社製) ①住民記録 ②印鑑登録 ③外国人登録 ④国民年金 ⑤国民健康保険 ⑥後期高齢者医療 ⑦介護保険 ⑧児童扶養手当 ⑨児童手当 ⑩こども手当 ⑪福祉医療 ⑫軽自動車税 ⑬市県民税 ⑭固定資産税 ⑮収納管理 ⑯コンビニ収納 連携システム ⑰介護認定 ⑱法人市民税 ⑲下水道受益者負担金 ⑳下水道排水管理 ㉑下水道水洗普及率算定 ㉒農政情報 ㉓公営住宅 ㉔健康管理 ※稼働システムは2013(平 25)年 2 月時点)		
2010(平 22)年 2 月			住民基本台帳カードの独自領域の活用による証明書自動交付機運用開始 ①住民票の写し ②印鑑登録証明書 設置場所 庁舎 1 階 JR 名取駅コミュニティプラザ

年 月	内 容		
	住民情報(基幹)系	内部情報系	主な施策
2011(平 23)年 4 月			コンビニエンスストアでの収納取扱開始 ①市税(市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収)) ②料金(介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)、水道料金、下水道・農業集落排水使用料) ※上記は、運用開始時に対応した税目、料金
2012(平 24)年 10 月		内部情報系システム更新	
2013(平 25)年 3 月	C O K A S - R / A D Ⅱに更新 更新後に追加した業務処理 ①選挙 ②学齢簿 ③保育料 ④学童保育 ⑤住民登録外宛名 ⑥納付 連携システム ⑦滞納整理		
2016(平 28)年 6 月			マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの証明書交付運用開始 ①住民票の写し ②印鑑登録証明書 ③戸籍事項証明書 ④戸籍の附票の写し ※証明書自動交付機は廃止
2017(平 29)年 3 月	セキュリティ強靱化対策実施 ①ログインへの二要素認証方式(指紋+パスワード)導入	セキュリティ強靱化対策実施 ①内部情報系ネットワークとインターネット接続環境を分離	
2017(平 29)年 4 月			地図情報提供サービス「なとりマップ」運用開始 (公開型地図情報システム)

年 月	内 容		
	住民情報(基幹)系	内部情報系	主な施策
2018(平 30)年 8 月			オープンデータでの情報公開開始 ①指定緊急避難場所 ②地域・年齢別人口 ③A E D 設置箇所 ④公共施設 ⑤子育て施設 ⑥文化財 ※開始時点での公開項目
2019(平 31)年 3 月		内部情報系システム(グループウェア (StarOffice : スターオフィス))更新運 用開始 (日本電気㈱社製) ①財務会計(G P R I M E) ②電子メール ③スケジュール管理 ④施設予約 ⑤人事評価 ほか	
2019(平 31)年 4 月			ゴミ出しアプリ「さんあ〜る」運用開始 (スマートフォン、タブレット端末装置専用アプリ)
2019(令 1)年 10 月		公共料金明細事前通知サービス「公振く ん」運用開始 ①電話使用料 ②水道料金	公衆無線 L A N (W i - F i 接続環境)サービス運用開始 (増田、閑上を除く全公民館及び市民体育館 : 1 0 施設) ※増田、閑上公民館及び図書館 : 施設改築供用開始 時から同サービス提供済
2019(令 1)年 12 月			スマートフォン・タブレット等決済アプリ「P a y B」で の収納取扱開始 ①市税(市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動 車税、国民健康保険税(普通徴収)) ②料金(介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保 険料(普通徴収)、災害援護資金貸付金償還金、水 道料金、下水道・農業集落排水使用料)
2020(令 2)年 3 月	C O K A S - R / A D I I V 2 に更新		